

# 第 1 0 7 期 中 間 決 算 公 告

平成22年12月17日

愛媛県松山市勝山町2丁目1番地  
株式会社 愛 媛 銀 行  
頭 取 中 山 紘 治 郎

## 中間貸借対照表(平成22年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	35,434	預 金	1,629,605
コ ー ル ロ ー ン	153,670	譲 渡 性 預 金	80,021
買 入 金 銭 債 権	106	借 用 金	30,945
商 品 有 価 証 券	88	外 国 為 替	7
有 価 証 券	314,889	社 債	13,000
貸 出 金	1,311,673	そ の 他 負 債	11,515
外 国 為 替	3,424	未 払 法 人 税 等	2,215
そ の 他 資 産	4,171	リ ー ス 債 務	317
有 形 固 定 資 産	30,256	資 産 除 去 債 務	20
無 形 固 定 資 産	785	そ の 他 の 負 債	8,962
繰 延 税 金 資 産	9,437	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	321
支 払 承 諾 見 返	8,757	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	58
貸 倒 引 当 金	△ 16,976	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	5,611
		支 払 承 諾	8,757
		<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>1,779,844</b>
		( 純 資 産 の 部 )	
		資 本 金	19,078
		資 本 剰 余 金	13,213
		資 本 準 備 金	13,213
		利 益 剰 余 金	33,979
		利 益 準 備 金	5,390
		そ の 他 利 益 剰 余 金	28,588
		有 形 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	34
		別 途 積 立 金	25,653
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,900
		自 己 株 式	△ 211
		株 主 資 本 合 計	<b>66,060</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,012
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,801
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	<b>9,813</b>
		<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>75,874</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>1,855,718</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>1,855,718</b>

中間損益計算書 { 平成22年4月 1日から  
平成22年9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金	額
経常収益		21,383
資金運用収益	16,199	
(うち貸出金利息)	( 14,295 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 1,778 )	
役員取引等収益	1,588	
その他業務収益	3,265	
その他経常収益	330	
経常費用		17,302
資金調達費用	1,745	
(うち預金利息)	( 1,371 )	
役員取引等費用	1,335	
その他業務費用	114	
営業経費	10,670	
その他経常費用	3,436	
経常利益		4,081
特別利益		8
特別損失		300
税引前中間純利益		3,789
法人税、住民税及び事業税	2,147	
法人税等調整額	△ 491	
法人税等合計		1,656
中間純利益		2,132

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式等については中間決算期末月1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 38年～50年

その他 3年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が

2次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,415百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

ヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、主として税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益は4百万円、税引前中間純利益は70百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は20百万円であります。

## 表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

当中間期から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第22号平成22年4月13日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「その他負債」中の「資産除去債務」を内訳表示しております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額 1,433百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,517百万円、延滞債権額は38,223百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は263百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,637百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,642百万円であります。  
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,224百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 15,533百万円

担保資産に対応する債務

預 金 2,112百万円

借 用 金 10,800百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券40,635百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は185百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、164,341百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が163,156百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,356百万円下回っております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 18,542百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,300百万円が含まれております。

12. 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は5,258百万円であります。

14. 1株当たりの純資産額 428円04銭

15. 単体自己資本比率（国内基準） 9.47%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却1,170百万円、貸倒引当金繰入額1,309百万円及び株式等償却275百万円を含んでおります。

2. 1株当たり中間純利益金額 12円03銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	4,908	5,027	119
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	4,908	5,027	119
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	6,240	6,240	—
	その他	—	—	—
	小計	6,240	6,240	—
合計		11,148	11,267	119

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成22年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式、出資金	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式、出資金及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式、出資金	1,423
関連法人等株式	—
合計	1,423

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式、出資金及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券(平成 22 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	株式	10,719	8,659	2,059
	債券	232,226	226,274	5,952
	国債	185,128	180,885	4,242
	地方債	16,878	15,906	972
	短期社債	—	—	—
	社債	30,219	29,482	737
	その他	28	27	0
	小計	242,974	234,961	8,012
中間貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの	株式	10,013	12,445	△ 2,431
	債券	43,632	43,921	△ 288
	国債	16,732	17,003	△ 271
	地方債	4,997	5,000	△ 2
	短期社債	—	—	—
	社債	21,902	21,917	△ 14
	その他	2,525	2,808	△ 282
	小計	56,172	59,174	△ 3,002
合計		299,146	294,136	5,010

(注) 非上場株式(3,154 百万円)、その他の証券(16 百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は 275 百万円(株式 275 百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が 50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。下落率が 30%以上 50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される銘柄について減損処理を実施いたします。

(税効果関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度額超過額	11,843	百万円
減価償却損金算入限度額超過額	422	
その他	3,372	
繰延税金資産小計	15,639	
評価性引当額	△ 4,077	
繰延税金資産合計	11,561	
繰延税金負債		
前払年金費用	△ 102	
有形固定資産圧縮積立額	△ 23	
その他有価証券評価差額	△ 1,998	
繰延税金負債合計	△ 2,123	
繰延税金資産の純額	9,437	百万円

中間連結貸借対照表(平成22年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	35,485	預 金	1,628,381
コールローン及び買入手形	153,670	譲 渡 性 預 金	80,021
買 入 金 銭 債 権	106	借 用 金	35,800
商 品 有 価 証 券	88	外 国 為 替	7
有 価 証 券	314,235	社 債	13,000
貸 出 金	1,312,037	そ の 他 負 債	13,926
外 国 為 替	3,424	退 職 給 付 引 当 金	39
リース債権及びリース投資資産	6,251	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	326
そ の 他 資 産	7,124	利 息 返 還 損 失 引 当 金	75
有 形 固 定 資 産	30,543	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	58
無 形 固 定 資 産	822	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	5,611
繰 延 税 金 資 産	10,027	支 払 承 諾	8,757
支 払 承 諾 見 返	8,757	負 債 の 部 合 計	1,786,005
貸 倒 引 当 金	△ 18,415	( 純 資 産 の 部 )	
		資 本 金	19,078
		資 本 剰 余 金	13,213
		利 益 剰 余 金	35,716
		自 己 株 式	△ 211
		株 主 資 本 合 計	67,797
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,026
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,801
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	9,827
		少 数 株 主 持 分	528
		純 資 産 の 部 合 計	78,153
資 産 の 部 合 計	1,864,159	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,864,159

中間連結損益計算書

〔平成22年4月 1日から  
平成22年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金	額
経常収益		23,046
資金運用収益	16,414	
(うち貸出金利息)	( 14,385 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 1,779 )	
役員取引等収益	1,687	
その他業務収益	4,615	
その他経常収益	328	
経常費用		18,669
資金調達費用	1,784	
(うち預金利息)	( 1,371 )	
役員取引等費用	944	
その他業務費用	84	
営業経費	12,121	
その他経常費用	3,734	
経常利益		4,376
特別利益		9
特別損失		300
税金等調整前中間純利益		4,086
法人税、住民税及び事業税	2,228	
法人税等調整額	△ 491	
法人税等合計		1,737
少数株主損益調整前中間純利益		2,348
少数株主利益		37
中間純利益		2,311

## 中間連結財務諸表の作成方針

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

ひめぎんビジネスサービス 株式会社

株式会社 ひめぎんソフト

ひめぎん総合リース 株式会社

株式会社 愛媛ジェーシービー

ひめぎんスタッフサポート 株式会社

えひめインベストメント 株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 3社

会社名

投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2004

有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合

えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 3社

会社名

投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2004

有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合

えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合

### 3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 6社

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 会計処理基準に関する事項

#### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式等については中間連結決算期末月1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (4) 減価償却の方法

##### ①有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 38年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

##### ②無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以

下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が二次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は当行17,415百万円、連結される子会社及び子法人等583百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しておりますが、当中間連結会計期間においては該当ありません。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務      その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異      各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、将来の利息返還損失に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ最近の返還状況を考慮する等により、返還額を合理的に見積もり、計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### (12) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### (13) 重要なヘッジ会計の方法

##### (イ) 金利リスク・ヘッジ

当行のヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。

##### (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

#### (14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

### 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

#### (資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は4百万円、税金等調整前中間純利益は70百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は20百万円であります。

### 表示方法の変更

#### (中間連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第5号平成21年3月24日）の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

### 注記事項

#### (中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,517百万円、延滞債権額は3,965.7百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金

であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は263百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,166百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は53,605百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,224百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 15,533百万円

担保資産に対応する債務

預 金 2,112百万円

借 用 金 10,800百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券40,635百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は194百万円あります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、180,797百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が179,612百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,356百万円下回っております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 18,625百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,300百万円が含まれております。
11. 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は5,258百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額437円91銭
14. 連結自己資本比率（国内基準） 9.54%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却1,333百万円、貸倒引当金繰入額1,408百万円及び株式等償却275百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 13円03銭
3. 継続的な地価の下落により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額93百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
中四国地域	遊休資産	土地	48百万円
中四国地域	営業用資産	社宅	9百万円
中四国地域	営業用資産	営業店	35百万円

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし出張所は母店にグルーピング）で行っております。

資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	35,485	35,485	-
(2) コールローン及び買入手形	153,670	153,670	-
(3) 買入金銭債権 (※1)	28	28	-
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	88	88	-
(5) 有価証券	310,740	310,859	119
満期保有目的の債券	11,158	11,277	119
その他有価証券	299,581	299,581	-
(6) 貸出金	1,312,037		
貸倒引当金 (※1)	17,320		
	1,294,717	1,312,616	17,899
(7) 外国為替	3,424	3,424	-
資産計	1,798,154	1,816,172	18,018
(1) 預金	1,628,381	1,629,656	1,275
(2) 譲渡性預金	80,021	80,021	-
(3) 借入金	35,800	35,799	△ 0
(4) 外国為替	7	7	-
(5) 社債	13,000	13,164	164
負債計	1,757,210	1,758,650	1,439
デリバティブ取引 (※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	79	79	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	79	79	-

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金については、約定期間が短期間の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権については、個別貸倒引当金控除後の帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格によっております。

(5) 有価証券

主として、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、簿価及び見積もられた時価額が重要性から見て相当低いことから、帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行なった場合に想定される利率で割り引いて時価を算出してしております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び経営破綻先に対する債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割り引いて現在価値を算出してしております。その割引率は、新規に預金を受入れる際に使用する利率等を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定してしております。なお、金利満期が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替における短期間の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(5) 社債

当行の発行する社債の時価は、取引金融機関等から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価格によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (5) 有価証券」には含まれておりません。(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
①上場株式 (※1)	3,159
②組合出資金 (※2)	335
合計	3,495

(※1) 非上場株式については、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成 22 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	4,908	5,027	119
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	4,908	5,027	119
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	6,250	6,250	—
	その他	—	—	—
	小計	6,250	6,250	—
合計		11,158	11,277	119

## 2. その他有価証券(平成 22 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株式	11,021	8,902	2,118
	債券	232,226	226,274	5,952
	国債	185,128	180,885	4,242
	地方債	16,878	15,906	972
	短期社債	—	—	—
	社債	30,219	29,482	737
	その他	28	27	0
	小計	243,276	235,204	8,071
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株式	10,132	12,585	△ 2,453
	債券	43,632	43,921	△ 288
	国債	16,732	17,003	△ 271
	地方債	4,997	5,000	△ 2
	短期社債	—	—	—
	社債	21,902	21,917	△ 14
	その他	2,539	2,826	△ 286
	小計	56,305	59,333	△ 3,027
合計	299,581	294,538	5,043	

(注) 非上場株式(3,159百万円)、その他の証券(335百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は275百万円(全額株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される銘柄について減損処理を実施いたします。

(賃貸等不動産関係)

中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価については、前連結会計年度末に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。